

島根県電機商業組合 規程

第1章 慶 弔

(目 的)

第1条 本組合員・組合職員にして本人及び家族の者に不幸が生じたとき、並びに組合員が災害に遭ったときの支給について定める。また、本組合関係団体が災害に遭ったとき、並びに本組合関係団体代表者等の慶弔支給について定める。

(慶弔の種類)

第2条 慶弔の種類は、次のとおりとする。

- (1) 香典
- (2) 見舞金
- (3) 祝金、餞別（本組合関係団体のみ該当）

(逝去、被災の報告)

第3条 本組合員本人・親族の逝去、並びに被災について、組合員の所属支部長が組合に報告する。

(香 典)

第4条 香典の支給は、次のとおりとする。

- (1) 組合員本人死亡のとき 香典 1万円
- (2) 本組合関係団体の代表者が死亡のときは理事長の判断

(見舞金)

第5条 見舞金の支給は、次のとおりとする。

- (1) 組合員の住居、店舗が火災又は天災により被災した場合 見舞金 1万円
- (2) 被災が軽微な場合 見舞金 5千円
- (3) 本組合関係団体及び団体代表者等が被災した場合は理事長の判断

(祝金、餞別)

第6条 本組合関係団体及び団体代表者等への祝金・餞別は、理事長の判断で行う。

第2章 旅 費

(目 的)

第7条 本組合員・組合職員が組合の用務で国内において出張又は執務する場合の必要な旅費について定める。

(旅費の区分)

第8条 出張または執務にあたっては、次に定める旅費を支給する。

- (1) 交通費 鉄道・飛行機・船舶・バス・タクシー等の運賃
- (2) 宿泊費
- (3) 手 当

(交通費の計算)

第9条 交通費は目的地までの正当な順路により計算する。但し、災害その他特別な事情によりやむを得ない場合は、実際の経路により計算する。

- (1) 鉄道利用の場合
 - ① 目的地までの普通乗車料金(往復)
 - ② 目的地までの片道距離が50kmを超える場合は、特急料金を加算
 - ③ 県外出張で特急寝台又は新幹線を利用する場合は、その料金を加算
- (2) 飛行機利用の場合は、目的地までの運賃(早得割チケット料金で計算)
- (3) 船舶利用の場合は、目的地までの一等運賃
- (4) バス、タクシー利用の場合は、目的地までの運賃(実費)
- (5) 他の団体から支払いを受けた交通費と実際の運賃とに不足が生じた場合は、その差額

(宿泊費)

第10条 会議等の開催時間の関係で宿泊が必要になった場合は、実費支給とする。

(手 当)

第11条 出張命令の場合に限り支給する。

- (1) 県内・県外出張の場合 1日 3千円

第3章 役員の報酬並びに費用弁償

(目 的)

第12条 役員の報酬並びに費用弁償に関して必要な事項について定める。

(定 義)

第13条 次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事長をいう。
- (2) 報酬とは、職務執行の対価並びに各会議・研修会・懇談会等への出張時の手当をいう。
- (3) 費用弁償とは、各会議・研修会・懇談会等への出張に伴い発生する交通費等の実費の経費をいう。

(報酬の支給)

第14条 役員に対し、定款第35条により総会の承認を得て報酬を支給する。

- 2 監事に対し、役員報酬は支給せず、監査業務時に旅費規程に準じて日当、交通費を支給する。

(報酬額の決定)

第15条 報酬額は、組合の業績・勤務実態等を考慮し、事業年度ごとに総会において決定する。

- 2 報酬額は、年額320,000円を超えない範囲とする。

(報酬の支給方法)

第16条 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

- 2 報酬は、年額を6月末と12月末に分けて支払うものとする。
- 3 報酬は、通貨をもって本人に支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

(費用弁償)

第17条 役員に対し、出張に要する交通費、宿泊費を旅費規程に準じて支給する。

第4章 表彰

(目的)

第18条 本組合員又は役職員にして組合の運営に積極的に貢献した者、及び多年にわたり特に功績を挙げた者に対するの表彰について定める。

(表彰の種類)

第19条 表彰の種類は、次のとおりとする。

(1) 感謝状の推薦

- ① 組合員の表彰は支部長が推薦
- ② 支部長の表彰は理事長が推薦
- ③ 役職員の表彰は理事長が推薦

- (2) 特別功労表彰は、組合員・役職員の中で特別功労のあった者を、理事長が推薦

(表彰の時期)

第20条 表彰時期は、本組合の創立記念事業の開催年度とする。

(表彰時の記念品)

第21条 本組合の感謝状及び特別功労表彰並びに全国ラジオ・テレビ電機組合連合会の表彰時に贈呈する記念品の金額は、3千円(商品券等)とする。

第5章 総会招集の手続

(目的)

第22条 本組合の定款第6章第40条第4項及び第6項で定める総会招集通知並びに決算関係書類、事業報告書及び監査報告書の提供を行う電磁的方法について定める。

(電磁的方法)

第23条 電磁的方法は、電子メール並びにFAX及び組合ホームページ上に掲載とする。

(付則)

1. 本規程は、昭和53年5月から施行する。
2. 本規程の制定・改正は、理事会の議決により決するものとする。

昭和54年5月に旅費規程を制定

昭和55年5月に表彰規程を制定

昭和60年5月に第2章第10条、第11条を改正

平成5年6月に第1章第5条を改正

平成7年5月に第2章第11条を改正

平成10年5月に第1章第4条、第5条を改正

平成20年10月に第1章第3条・第4条・第5条、第2章第9条・第10条・第11条を改正

平成25年5月に第2章第9条、第3章第15条を改正

平成27年4月に第2章第11条、第3章第15条、第4章第16条・第17条を改正

平成30年4月に第3章第12条～第17条を改正

平成31年4月に第1章第4条を改正